

粒子・流体プロセス部会動画賞規程

(目的と賞の名称)

第1条 本部会は、粒子・流体プロセスに関連した興味ある現象や工学的知見を、研究者、技術者、学生、一般市民に印象深く伝え、新しい知見や技術に対する知識を広めたり、既知の現象や技術についての理解を新たにすることに貢献する、特にすぐれた動画作品の製作者に対して「動画賞」を設け、本規程によって授賞し、その成果を讃えるとともに、本部会会員の意識の高揚と、研究・開発および教育活動における情報発信に資するものとする。

(賞の内容)

第2条 本賞は、研究作品、技術作品、教育作品の3部門からなり、各部門原則1件とする。

(受賞の対象)

第3条 本賞の対象作品は、以下の条件を満たすものとする。

1. シンポジウムにおける発表作品であること。
2. 作品の長さは5分を標準とし、10分以内であること。
3. 作品には、表題、説明(ナレーションおよびスチル画面等)があり、それだけで完結した内容であること。
4. 粒子・流体プロセスの研究・開発・教育に関するまじめな作品であること。

(選考方法)

第4条 本賞の選考は次の方法による。

1. 動画賞への応募は、原則、秋季大会発表申込を行った講演でYouTubeへの投稿を行った作品を選考の対象とする。
2. 部会長は、動画賞選考委員長と委員を委嘱し、選考委員会を結成する。
3. 応募された作品を選考委員会に諮り、授賞候補(各部門原則1件)を選定する。
4. 選考委員長は選考結果を担当副部会長に報告する。
5. 担当副部会長は最終受賞候補者を幹事会に諮り、幹事会の承認を得た後に受賞者を決定し、部会長に報告する。
6. 本賞に相応しい候補発表がない場合は、当該年度の授賞は見送る。
7. 選考結果は、候補者に通達するとともに、部会HP、部会員宛メールリスト等により告知する。

(作品の取り扱い)

第5条 受賞作品の取り扱いは次の通りとする。

1. 授賞作品はYouTube上に置いたうえで、部会HPから閲覧できるようにリンクする。
2. 著作権および知的財産権に関する問題が発生した場合の責任は製作者に帰属する。

(賞の授与)

第6条 本賞の授与は、年会開催時の本部会総会にて賞状と副賞を授与して行い、併せて作品鑑賞を行う。

(経費)

第7条 本賞に関する経費は本部会通常会計中から支出する。

(本規程の改廃または付加)

第8条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、決定する。

制定：平成21年8月31日

一部改正：平成22年3月19日

一部改正：平成 26 年 3 月 17 日

一部改正：平成 29 年 3 月 5 日